

## 大分市週休2日工事实施要領 (土木工事編)

### 1 趣旨

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など、将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。

そのため、大分市では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の完全週休2日の普及に向け「週休2日工事」を実施するものである。

### 2 週休2日の定義

#### (1) 現場閉所型週休2日制(月単位)

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合(以下、「現場閉所率」という。)が、28.5%(8日/28日)以上となる現場閉所を行ったと認められる状態。

現場閉所日には現場での作業(現場事務所での作業を含む)は行わないことをいう。

#### (2) 現場閉所型完全週休2日制

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行ったと認められる状態。

現場閉所日には現場での作業(現場事務所での作業を含む)は行わないことをいう。

受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。1週間の定義は「日曜日から土曜日」とする。

#### (3) 週休2日交替制(月単位)

対象期間内の全ての月において、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日を取得し、休日数の割合(以下、「休日率」という。)が28.5%

(8日/28日)以上となる休日の確保を行ったと認められる状態。

#### (4) 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日を取得し、休日率が、28.5%(2日/7日)以上となる休日の確保を行ったと認められる状態。1週間の定義は「日曜日から土曜日」とする。

### 3 対象工事

#### (1) 現場閉所型週休2日制(月単位)、現場閉所型完全週休2日制

大分市が発注する土木事業の建設工事(港湾土木請負工事積算基準及び漁港漁場関係工事積算基準以外の基準によるもの(電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む))とし、対象工事は特記仕様書に現場閉所型週休2日制(月単位)対象工事であることを明示する。ただし、以下①～③の工事は除く。

① 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事(出水期における河川区域内工事など)

② 緊急を要する工事(災害復旧における応急工事など)

※災害の本復旧工事は現場閉所型の対象とする。

③ その他発注者が指定する工事

なお、災害の本復旧工事については、契約後に受注者から「交替制」への変更協議があった場合には、「交替制」に変更できるものとする。

また、施工計画書提出時において、受注者から「現場閉所型完全週休2日制」の実施の意思表示があった場合には、「現場閉所型完全週休2日制」に変更できるものとする。以下については、現場での作業に該当しない作業とする。

- ア. 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- イ. 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない下請負人等が行う作業
- ウ. その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

## **（2）週休2日交替制（月単位）、完全週休2日交替制**

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な上記（1）①～③の工事とし、対象工事は特記仕様書に週休2日交替制（月単位）対象工事であることを明示する。

なお、上記（1）①～③の工事については、契約後、受注者から制約等を解消する具体的な提案があり、受発注者協議が整った場合は、「現場閉所型週休2日制（月単位）」を適用することができるものとする。

また、施工計画書提出時において、受注者から「完全週休2日交替制」の実施の意思表示があった場合には、「完全週休2日交替制」に変更できるものとする。

## **4 対象期間**

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は、含まないものとする。

なお、交替制における下請企業の対象期間については、施工体制台帳上の工期を基本とする。

## **5 発注方式**

受注者希望型により、次のいずれかの方式を基本とする。

- （1）現場閉所型週休2日制（月単位）
- （2）週休2日交替制（月単位）

選定にあたっては、工事内容や現場条件に応じて適切に判断すること。

## **6 実施内容**

### **（1）受注者による意思表示**

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休2日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。「完全週休2日工事」の実施の意思表示についても監督員に書面で報告する。

- ① 週休2日工事を行うことでの、工期変更は認められない。
- ② 作業日が恒常的な残業となつてはならない。

なお、「現場閉所型週休2日制（月単位）」で発注された災害の本復旧工事において、制約等により「交替制」に変更する場合は、事前に監督員と協議するものとする。

また、「週休2日交替制（月単位）」により発注された上記3（1）①～③の工事において、制約等を解消する具体的な提案がある場合は、事前に監督員と協議するものとする。

## （2）計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休2日制（月単位）」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休2日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。計画工程表の作成に当たっては、上記「2 週休2日の定義」及び「4 対象期間」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休2日の変更取得計画を監督員に提出すること。

## （3）看板等による表示

受注者は、「週休2日工事」である旨を看板等で現場に掲示する（別紙3 表示例）。

## （4）実施報告

受注者は、休日の取得状況をとりとまとめ、大分市公共工事請負契約約款第11条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

## （5）休日の変更

受注者の責によらず（天候不良含む）、予定している現場閉所日に作業を行う必要が発生した場合は、以下の期間内で振替えることができるものとする。

- ・現場閉所型週休2日制（月単位）：同一月内
- ・現場閉所型完全週休2日制：同一週内（日曜日～土曜日）

## （6）達成の判断

### ① 現場閉所型週休2日制（月単位）

対象期間内の全ての月において、現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上であること。暦上の土日の閉所では、28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数分以上の現場閉所を行っていること。

### ② 現場閉所型完全週休2日制

対象期間内の全ての土日において、現場閉所を行っていること。受注者の責によらず、土日に施工を行った場合は、同一週内で振替えを行い、1週間に2日間以上の現場閉所を行っていること。

### ③ 週休2日交替制（月単位）

対象期間内の全ての月において、現場で従事した技術者および技能労働者の休日率が28.5%（8日/28日）以上であること。暦上、休日率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上、休日を確保していること。

### ④ 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場で従事した技術者および技能労働者の休日率が、28.5%（2日/7日）以上であること。

※詳細な休日の考え方については、別紙4～別紙7「休日の考え方（土木工事編）」を参照すること。

## (7) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

## 7 積算方法等

### (1) 現場閉所型週休2日制（月単位）、現場閉所型完全週休2日制

当初の予定価格から月単位の週休2日の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に現場閉所の達成状況を確認後、完全週休2日を達成した場合は、完全週休2日の補正係数に変更を行うものとする。また、月単位の週休2日が未達成の場合は、補正分を減額変更するものとする。

なお、予定価格が130万円以下の工事では、週休2日の達成を前提とした補正を行わずに工事費を積算して予定価格を定め、施工後に現場閉所の達成状況に応じて補正するものとし、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

市場単価方式、土木工事標準単価による積算にあたっては、別紙1および別紙2に示す補正係数に乗じるものとする。

また、工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については、対象外とする。

補正係数等については、下記を適用するものとする。

休日の形態	労務費	共通仮設費率	現場管理費率	現場閉所率
週休2日 (月単位)	1.02	1.01	1.02	28.5%以上 (8日/28日)
完全週休 2日	1.02	1.02	1.03	—

※電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む。

労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

### (2) 週休2日交替制（月単位）、完全週休2日交替制

当初の予定価格から月単位の週休2日交替制の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、完全週休2日交替制を達成した場合は、完全週休2日交替制の補正係数に変更を行うものとする。また、月単位の週休2日交替制が未達成の場合は、補正分を減額変更するものとする。

なお、予定価格が130万円以下の工事では、週休2日の達成を前提とした補正を行わずに工事費を積算して予定価格を定め、施工後に現場閉所の達成状況に応じて補正するものとし、工事着手前に週休2日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、変更の対象としない。

市場単価方式、土木工事標準単価による積算にあたっては、別紙1および別紙2に示す補正係数に乗じるものとする。

補正係数については、下記を適用するものとする。

休日の形態	労務費	現場管理費率	休日率
週休2日 (月単位)	1.02	1.02	28.5%以上 (8日/28日)
完全週休 2日	1.02	1.03	28.5%以上 (2日/7日)

## 8 工事成績評定の取り扱い

上記に基づき週休2日が達成できた場合、工事成績評定において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点を行わない。

本措置による評価は、令和7年度内に完成した工事までを対象とする。

## 9 その他

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

別紙1 「土木工事市場単価の補正について」

下記工種において、土木工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

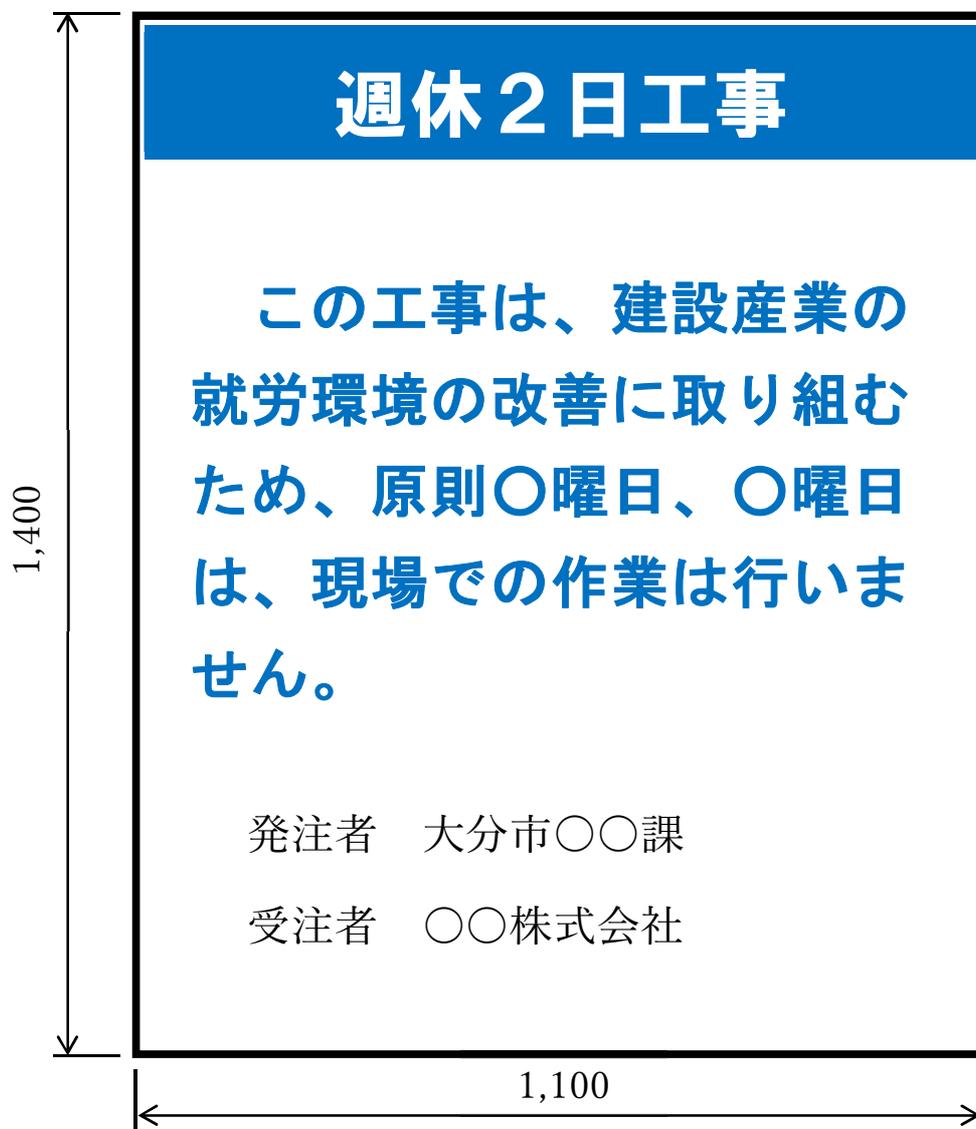
名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01

別紙2 「土木工事標準単価の補正について」

下記工種において、土木工事標準単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		交替制	
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工(アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工(仮設ガードレール)		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノーコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00

侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレン管 (ハウル管) 設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02





## 現場閉所型完全週休2日制の休日の考え方

(土木工事編)

### 〈基本的考え方〉

- ・本取組による休日とは、現場閉所(現場(現場事務所含む)での作業を行わない)とする。
- ・休日の管理は週単位で行い、全ての土日において、現場閉所を実施する。
- ・1週間の定義は「日曜日から土曜日」とする。
- ・工事着手週、工事完成週など土日が2日間に満たない週については、暦上の土日の日数分以上の現場閉所を行ってれば、達成と判断する。
- ・夏季休暇の3日間(受注者が任意で設定した連続した3日間)、年末年始休休暇の6日間(12/29~1/3)は対象期間から除く。
- ・受注者の責によらず(天候不良含む)、計画していた休日に作業を行う必要が発生した場合は、同一週内に限り、振替を可能とする。
- ・発注者の指示により、予定していた休日に作業を行い、当該日の振替となる休日の確保が難しい場合は、対象期間及び休日の対象外とすることができる。

### 〈参考例〉

月	6		7								暦上の土日の 日数で判断 OK
日			1	2	3	4	5	休日計	対象期間	土日計	
曜日	日	月	火	水	木	金	土	1	5	1	
計画	-	-					○	1	5	1	
実績	-	-					●	1	5	1	
備考			着手日								

月	7										OK
日	6	7	8	9	10	11	12	休日計	対象期間	土日計	
曜日	日	月	火	水	木	金	土	2	7	2	
計画	○						○	2	7	2	
実績	●						●	2	7	2	
備考											

月	7										OK
日	13	14	15	16	17	18	19	休日計	対象期間	土日計	
曜日	日	月	火	水	木	金	土	2	7	2	
計画	○				同一週内で振替		○	2	7	2	
実績	●			●				2	7	2	
備考				雨天							

月	7										OK
日	20	21	22	23	24	25	26	休日計	対象期間	土日計	
曜日	日	月	火	水	木	金	土	2	7	2	
計画	○				発注者が作業を要請 振替不可⇒対象外		○	2	7	2	
実績	●						-	1	6	1	
備考							緊急作業				

月	7					8					対象の土日の 日数で判断 NG
日	27	28	29	30	31	1	2	休日計	対象期間	土日計	
曜日	日	月	火	水	木	金	土	2	7	2	
計画	○						○	2	7	2	
実績	●							1	7	2	
備考							現場作業		現場閉所が1日のため未達成		

### (夏季休暇等を考慮した場合)

月	8										
日	10	11	12	13	14	15	16	休日計	対象期間	土日計	
曜日	日	月	火	水	木	金	土	2	4	2	
計画	○			-	-	-	○	2	4	2	
実績	●			-	-	-	●	2	4	2	
備考				夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇			夏季休暇は対象期間から除く		

# 週休2日工事交替制（月単位）の休日の考え方

（土木工事編）

## 〈基本的考え方〉

- ・休日には、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないこと。
- ・本取組による休日とは、対象期間内の全ての月において、現場に従事する技術者及び技能労働者が交替しながら休日を取得し、休日数の割合（休日率）が28.5%（8日/28日）以上の休日を取得することをいう。
- ・暦上の土日の日数では、休日率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数分以上の休日を確保していれば、達成と判断する。
- ・対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
- ・下請企業は、施工体制台帳の工期を対象期間とする。
- ・夏季休暇の3日間（受注者が任意で設定した連続した3日間）、年末年始休休暇の6日間（12/29～1/3）は対象期間から除く。

## 〈参考例〉

月	7																															休日計	対象期間	休日率	土日計
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
曜日	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木				
A建設 (元請)	●●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-				
	■	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-				
	▲▲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入	休	休	-	-	-	-	-	休	休	-	-				
備考	当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が対象										工事着手	休日率28.5%未満の月は土日の日数で判断										6	23	26.1	6	OK									

月	8																															休日計	対象期間	休日率	土日計
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31				
曜日	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日				
A建設 (元請)	●●	休	休	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休	休					
	■	休	休	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休	休						
	▲▲	休	休	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休	休						
B建設 (下請)	●●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入	-	-	-	-	-	-	-	休	休						
	■	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入	-	-	-	-	-	-	-	休	休						
備考	夏季休暇3日間は対象期間から除く							夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇	夏季休暇	下請は施工体制台帳の工期を対象期間とする。										8	28	28.6	9	OK									

月	9																															休日計	対象期間	休日率	土日計
日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30					
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火					
A建設 (元請)	●●	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休	休	-	-					
	■	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	休	休	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	休	休	-	-					
備考	休日率28.5%未満の月は土日の日数で判断										1人でも達成出来なければ未達成										7	30	23.3	8	NG										

# 完全週休2日交替制の休日の考え方

(土木工事編)

## 〈基本的考え方〉

- ・休日には、当該現場での作業(現場事務所での作業を含む)を行わないこと。
- ・本取組による休日とは、対象期間の全ての週において、現場に従事する技術者及び技能労働者が、交替しながら休日を取得し、休日数の割合(休日率)が28.5%(2日/7日)以上の休日を取得することをいう。
- ・1週間(7日)を1サイクルとし、1週間の定義は「日曜日から土曜日」とする。
- ・対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。(現場代理人も対象)
- ・下請企業は、施工体制台帳の工期を対象期間とする。
- ・夏季休暇の3日間(受注者に任意による連続した3日間)、年末年始休休暇の6日間(12/29~1/3)は対象期間から除く。
- ・週の途中で現場に着手(従事開始)、現場が完了(従事終了)する場合は、その週の土日の日数分以上の休日を確保していれば、達成と判断する。

## 〈元請企業の例〉

第1サイクル	月		6					7					休日計	対象期間	休日率	土日計				
	日		29	30	1	2	3	4	5	6	7	8					9			
	曜日		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火					水	木	金	土
A建設(元請)	●●										休	休				2	7	28.6	2	OK
	■										休	休				2	7	28.6	2	OK
	▲▲	休													休	2	7	28.6	2	OK
備考		当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が対象														1週間(7日)を1サイクル 1週間は日曜日から土曜日 休日率28.5%以上				

第2サイクル	月		7							休日計	対象期間	休日率	土日計							
	日		6	7	8	9	10	11	12											
	曜日		日	月	火	水	木	金	土											
A建設(元請)	●●										休	休				2	7	28.6	2	OK
	■										休	休	休	休		3	7	42.9	2	OK
	▲▲	休														1	7	14.3	2	NG
備考		休日率28.5%未満 土日の日数で判断																		

## ※週の途中から現場に従事した場合

第3サイクル	月		7							休日計	対象期間	休日率	土日計							
	日		13	14	15	16	17	18	19											
	曜日		日	月	火	水	木	金	土											
A建設(元請)	●●										休	休				2	7	28.6	2	OK
	■										休	休				2	7	28.6	2	OK
	▲▲	-	-	-	-	入		休							1	3	-	1	OK	
備考		サイクル途中で現場に従事した場合は、以降の土日の日数でカウント																		

## ※週の途中で現場従事が終了した場合

第4サイクル	月		7							休日計	対象期間	休日率	土日計							
	日		20	21	22	23	24	25	26											
	曜日		日	月	火	水	木	金	土											
A建設(元請)	●●															2	7	28.6	2	OK
	■															2	7	28.6	2	OK
	▲▲	休													休	1	4	-	1	OK
備考		サイクル途中で現場に従事しなくなった場合は、従事終了以前の土日の日数でカウント																		

## 〈下請企業の例〉

第0サイクル	月		7					休日計	対象期間	休日率	土日計				
	日		13	14	15	16	17					18	19		
	曜日		日	月	火	水	木					金	土		
B建設(下請)	○○	-	-	-	入			休			1	7	-	1	OK
	□□	-	入					休	休		2	7	28.6	1	OK
備考		下請企業は、施工体制台帳の工期													

第0サイクル	月		7							休日計	対象期間	休日率	土日計		
	日		20	21	22	23	24	25	26						
	曜日		日	月	火	水	木	金	土						
B建設(下請)	○○	-	-	-				休	休		2	7	28.6	2	OK
	□□	-	入					休	休		2	7	28.6	2	OK

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年7月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年7月15日から施行する。

附則

この要領は、令和6年11月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

また、令和7年4月1日時点で契約中の工事に適用する。

附則

この要領は、令和7年7月15日から施行する。